

第三十九号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 六十七万三百一円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 三万六千三百四十二円

債権発生日 平成二十二年五月二十五日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第一百五十九条

(二) 債権イ 債権の額 四十九万九千四百七十九円

債権発生日 平成二十二年八月十六日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四

号）第六十三条

(三) 債権ウ 債権の額 一万三千百九十円

債権発生日 平成二十六年四月十四日

債権発生理由 地方自治法施行令第五百五十九条

(四) 債権工

債権の額 三万二千九十円

債権発生日 平成二十七年六月十九日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(五) 債権才

債権の額 三万二千九十円

債権発生日 平成二十七年六月十九日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

(六) 債権力

債権の額 五万七千百十円

債権発生日 平成二十七年十月二十三日

債権発生理由 地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由

債権者が平成二十七年十二月十二日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。